

重要（再通知）

会員薬局各位

下記の通り、福岡県薬剤師会より届きましたのでお知らせ致します。

一般社団法人 宗像薬剤師会

令和2年4月17日

各地区薬剤師会会長 殿

公益社団法人福岡県薬剤師会

副会長 宮崎 寿

常務理事 竹野 将行

新型コロナウイルスの感染拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた  
診療等の時限的・特例的な取扱いについて(再通知)

平素より本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルスの感染拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の臨時的・特例的な取扱いについては、令和2年4月13日付2福薬発第37号にてお知らせしたところです。

通知文書には、標記に該当する処方箋の備考欄に「0410 対応」「CoV 自宅」「CoV 宿泊」と記載すると示されています。

しかし、『電話や情報通信機器を用いた診療等における処方箋』である旨の記載がある処方箋も発行されてる様です。「0410 対応」に該当する処方箋として取扱いをお願いします。この件については病院への確認の必要はありません。

ご多忙とは存じますが、再度貴会会員へのご周知方よろしくお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いのため、以下の点にご注意ください。

- ① 処方情報（FAX での情報）は、原本として扱えます。
- ② 処方情報の FAX は処方箋原本と一緒に保管が必要です。
- ③ 電話や情報通信機器を用いた服薬指導を実施する場合の注意点は通知書に記載されていますのでご一読ください。
- ④ 調剤した薬剤は、患者と相談の上、当該薬剤の品質の保持や、確実な授与等がなされる方法で患者へ渡すこと。  
（※FAX を受信した薬局は、速やかに授与方法等について患家に連絡して下さい。）